

平成25年度  
地域活性化型 ふくい夢チャレンジプラン支援事業募集要項

## 1 事業の趣旨

本事業は、県内で福井の地域活性化を図る若者グループの活動を支援することにより、県内において活躍し、地域社会の中心となって福井を元気にする若者を育成することを目的とする。

## 2 応募資格

次の基準をすべて満たすグループとします。

- (1) グループは、県内在住の若者が中心となって活動する団体であること。ただし、県内在住の社会人を構成員に含むグループであること
- (2) プランを確実に遂行する能力・体制を有し、事業に関する的確な実績報告ができること。
- (3) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。
- (4) 営利活動を目的としていないこと。
- (5) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

## 3 対象となるプラン

若者グループが、若者や親子、地域住民など県民を対象に、福井を元気にする活動を行うプランとします。プランのテーマや分野は自由ですが、1グループにつき1件のみ申請ができるものとします。

○プラン例

23・24年度の採択実績は、福井県の「若者チャレンジ応援プロジェクト」のホームページに掲載しています。

## 4 支援金の提供

6に定める審査により選定されたグループには、プランの実施前に支援金を提供します。1件当たりの支援金20万円です。

## 5 応募の手続、スケジュール等

### (1) 募集期間、応募書類、提出部数

ア 募集期間

平成25年4月5日(金)～平成25年5月20日(月)(必着)

イ 応募書類

- ・事業計画書(様式1)
- ・申請者概要調(様式2)
- ・収支予算書(様式3)
- ・その他参考となる書類(様式任意)

ウ 提出部数

1部(提出された書類は返却しません。)

## (2) 書類の提出方法および提出先

メールにより、次のところに提出してください。

e-mail : youthchallenge@pref.fukui.lg.jp (福井県 男女参画・県民活動課)

なお、5 (1) イ「その他参考となる書類」で、メールでの提出ができないものは、郵送により、次のところに提出してください。

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県 男女参画・県民活動課 あて

## (3) 様式の入手方法

各様式は、「若者チャレンジ応援プロジェクト」のホームページからダウンロードできます。

## (4) 問い合わせ先

メールか電話で、下記のところにお問い合わせください。

福井県 男女参画・県民活動課

e-mail : youthchallenge@pref.fukui.lg.jp

T E L : 0 7 7 6 - 2 0 - 0 2 3 7

## 6 選定方法

5に定める応募書類をもとに、事業の内容の独創性、実現可能性、事業の効果などを審査し、プランを選定します。審査に当たっては特に県や地域への波及効果を重視します。

平成25年6月上旬に開催予定の審査会でプレゼンテーションを行っていただき、選定します。

また、応募者が多数の場合は、プレゼンテーションに参加するグループを応募書類により事前審査し、選定します。

## 7 活動状況報告、成果報告等

6に定める審査により選定されたプランの活動状況や成果は、広く県民に公表します。選定された方は、次の報告書を提出してください。

### (1) プラン実施期間中

ア 次の報告書等を2か月ごとに提出

- ・ 進捗状況報告書 (A4用紙1~2枚程度。現地での写真を使用したレポートとし、写真以外の文字数1,000~2,000字程度)
- ・ 上記報告書の内容を補足するチラシや写真等必要な資料

イ イベント等を開催する場合にあっては、開催1か月前に、イベント等の参加者募集や開催告知等の情報を提出

### (2) プラン実施後

ア 実績報告

事業実施後に、その実績を報告していただきます。実績報告書の様式等については、選定後に示します。

イ 成果発表

事業成果を報告していただきます。時期や内容等詳細については、選定後に示します。

### (3) その他

活動の期間や内容によって、中間成果発表を行っていただく場合があります。

## 8 情報の公開

選定の結果や、プランの活動状況や成果については、県のホームページや広報媒体等で公開します。

## 9 支援金の返還

次に掲げる場合は、支援金の返還をさせることがあります。

ア プランの内容を誠実に履行しない場合

イ 7に定める活動状況報告、成果報告等を行わない場合など募集要項に定める事項を遵守しない場合

ウ プランの実施を中断する場合

エ その他支援金の返還が適当と男女参画・県民活動課長が認める場合

## 10 その他留意事項

- (1) 収支予算書（様式3）に記載の総事業費が4に定める支援金の額を超えているプランのみ応募できます。
- (2) 県や県の事業を実施する団体の制度で他に補助金等を受ける場合は、本事業の支援対象としません。
- (3) 国や市町などの他の制度で補助金や奨学金等の支援を受ける場合は、本事業の支援対象としますが、総事業費から他の制度で支援を受ける金額を除いた額（自己資金や金融機関からの融資等の合計額）が、4に定める支援金の額を超えているプランのみ応募できるものとします。